

委員会活動

9月12日の本会議で付託された議案について、総務委員会（9月13日）、産業建設委員会（9月14日）、教育厚生委員会（9月18日）、予算審査特別委員会（9月20日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

総務委員会

付託された議案四件を審査しました。

○第三十三号議案 字の区域及び名称の変更について

森岳地区の一部の町名及び町界を整理するため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕今回、町名町界を整理することによって何がどのように変わるのか。

〔答弁〕まず法務局の土地台帳が変わる。

現状では、市が保管している住民基本台帳や戸籍の表示と土地台帳の表示が異なっており、これらを統一することが本来の趣旨になると思う。市民の皆様

に不都合が生じない形で取り組みたい。

〔質疑〕新しい町の名称である新建、浦の川に町をつけなかった理由は。

〔答弁〕地元と協議してきたが、最終的に町名に町を付けないでほしいという要望があったため。

採決の結果、原案のとおり可決することにした。

○第三十四号議案 県央県南広域環境組合規約の一部を変更する規約について

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、県央県南広域環境組合

の経費の支弁の方法について、県央県南広域環境組合規約の一部を変更するため、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕外国人登録者は何人なのか。また、その人数により負担金が変わるのか。

〔答弁〕法の改正により、本年七月九日から住民基本台帳法に適用された外国人住民は百七十名程度である。住民基本台帳の人口と外国人登録者数の合計で負担金を計算するので変更はない。

このほか、県央県南クリーンセンターの負担金の算出方法等についての質疑があり、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第三十六号議案 平成二十四年度島原市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

三十九万三千円を追加し、予算の総額を千三百四十九万三千円とするもの。

〔質疑〕基金の運用で生じた利子を基金に積み立てるための補正だと思いが、債券運用に充てた元金と利率はどうか。

〔答弁〕基金の一部を取り崩して、五千万円を債券運用に充てたところであり、利率は一・七三六%である

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十号議案 平成二十三年度島原市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額千二百七十三万九千二百九十九円、歳出決算額千六万七千二百十三円、差引三百六十七万九千九百九十六円の繰越決算。

〔質疑〕加入率が約五十%ということだが、この制度は任意の交通事故の保険がなかった頃に始まった事業であり、市民に役立ってきた制度だと思いが、市長を囲む懇談会等でも存続、見直しなどの意見が出ているので、市として方向性を明確にする時期に来ているのではないか。

〔答弁〕この事業は加入会費と基金を一部取り崩して運営している。二十三年度は余剰金が約二百六十七万円出ているが、基金の繰り入れをしない場合、実質、約三百十萬円の赤字であり、このような状況が続いている。今後、行政評価委員会などの外部委員の意見等も聞きながら検討したい。

このほか、人件費等についての質疑があり、採決の結果、認定することに決定いたしました。



産業建設委員会

付託された議案四件を審査しました。

○第三十九号議案 平成二十三年島原市
温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額八千五百五十七万五千五百二十二円、歳出決算額六千八百六十四万九千七百七十四円、差引千二百九十万七千七百四十八円の繰越決算。

〔質疑〕収入未済額の内訳はどんなっているのか。

〔答弁〕収入未済額約二十九万円のうち、現年度分では普通供給が約四百七十九万円、特別供給が約十一万五千円。過年度分では普通供給が約千四百五十万円、特別供給が約六十万円である。

〔質疑〕近年の燃料費の推移はどんなっているのか、また、燃料費削減についての検討は進んでいるのか。

〔答弁〕燃料費の推移は原油単価により変動するが、平成二十年度が約五千三百九十万円、二十一年度が約三千六百七十万円、二十二年度が約四千二百二十万円、二十三年度が約四千七百六十万円となっている。燃料費の削減については温泉給湯事業検討委員会において審議され、ヒートポンプの導入を提言さ

れている。この方式が島原温泉に最適なシステムなのか、維持管理方法や実証実験などについて現在検討している段階である。

このほか、未納者への対応、滞納による給湯停止を要綱で規定すること等について質疑があり、採決の結果、認定することに決定しました。



▲平成20年にオープンし、市民に親しまれている「ゆとろぎの湯」

○第四十一号議案 平成二十三年島原市
島原都市計画事業安中土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額千二百二十二万四千八百六十一円、歳出決算額千二百二十八万二千八百六十一円、差引八十四万二千円の繰越決算。

〔質疑〕保留地の残り区画数と二十三年度の売却実績はどうか。

〔答弁〕保留地は十三区画残っている。昨年度の売却実績はなかった。

〔質疑〕売れない要因と売却促進の取り組みはどんなっているのか。

〔答弁〕景気低迷による住宅建設の底冷えに加えて、土地の位置や形状などが要因ではないかと考えている。販売促進の方法については、今年一月から宅建協会と協定を締結しているが、さらに連携を密にしていきたい。また、インターネットや広報紙なども活用し、広い区画については分割で販売するなど、要望者の希望にはできるだけ応じるようにし、民間的発想をもって販売進に努めたい。

このほか、安中土地区画整理審議会の開催状況と協議内容、長期債の残額等について質疑があり、採決の結果、認定することに決定しました。

○第四十二号議案 平成二十三年島原市
有明町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

十二円、歳出決算額六億二千三百七十八万四千四百七十三円、差引二百六十七万二千三百五十九円の繰越決算。

〔質疑〕布設がえの進捗状況はどうか。

〔答弁〕二十三年度末での統合事業での進捗率は六十・八%である。

〔質疑〕有収率と漏水の発生状況はどうか。

〔答弁〕二十三年度において、有収率は六十一・六%であった。漏水の修理件数は百件発生しており、配水管が三十件、給水管が七十件であった。

このほか、不納欠損の理由と人数等について質疑があり、採決の結果、認定することに決定しました。



▲水道管布設がえ工事のようす（有明町大三東地区）

○第四十四号議案 平成二十三年島原市水道事業会計剰余金の処分及び決算

地方公営企業法第三十二条第二項の規定に基づき、決算に伴う剰余金を処分し、併せて同法第三十条第四項の規定に基づき、議会の認定を受けようとするもの。

収益的収支では、収入四億八千二百九百十七円、支出四億四千二百六十六万二千七百七十二円。資本的収支では、収入一億八百七十三万五千五百九十九円、支出二億三千三百三十六万七千四百四十八円で、不足一億二千四百六十三万六千二百八十九円は、過年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補てんされている。

〔質疑〕剰余金の処分内容はどうなっているのか。

〔答弁〕平成二十三年島原市水道事業剰余金処分計算書案として提案しているが、二十三年度の未処分利益剰余金約五千九百万円のうち、二千万円を項目を変えて、減債積立金に積み立てる予定である。

〔質疑〕今後の企業債の借入れの予定はどうなっているのか。

〔答弁〕平成二十六年に水道事業で約六億三千万円の起債の計画がある。また、計画している平成二十六年の統合後も各種施設の改修や管路更新等があり、平成二十六年以降の五年間は毎年約

六億円平均で起債を借りていく計画である。

このほか、減債積立金の積立額等について質疑があり、採決の結果、原案可決及び認定することに決定しました。

教育厚生委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第三十八号議案 平成二十三年島原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額七十六億九千二百三十四千二百三十二円、歳出決算額七十六億五千四百五十四千八百二十六円、差引三千九百七十七万九千四百六十六円の繰越決算。

〔質疑〕国民健康保険事業の見通しはどうか。

〔答弁〕二十四年三月に五億円を基金に積み上げ、そのうち二億円を二十三年度の決算のために繰り入れる予定だったが、歳入では療養給付費負担金や療養給付費交付金、国民健康保険税が見込みよりも多かったこと、歳出では医療費等が見込みよりも少なかったことなどにより、基金の取り崩しをせずに決算を行った。しかし、見込みよりも多く交付された療養給付費負担金は二十四年

度において精算し、返還しなければならないこと、二十四年度の医療費も昨年並みの状況であることから今後の推移を見ながら対応したい。また税と社会保障の一体改革もはっきりしないため、来年以降については今年度の動向を見ながら検討したい。

〔質疑〕特定健診の受診率の状況はどうか。

〔答弁〕二十一年度の受診率が三十四・四％、二十二年度が三十六・八％、二十三年度は対象者が一万八百三十三人で、受診者が四千六百三十八人、受診率は四十二・八％である。

このほか、国民健康保険税の納付状況等についての質疑があり、採決の結果、認定することに決定しました。

○第四十三号議案 平成二十三年島原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額五億八百九十四万五千五百六十九円、歳出決算額四億九千九百三十八万二千六百六十五円、差引九百五十六万三千四百四十四円の繰越決算。

〔質疑〕後期高齢者医療制度の見通しはどうか。

〔答弁〕高齢者の増加により今後も医療給付費は伸び、それに対する負担も生じてくると思う。国でも後期高齢者医療

制度の見直しについて論議されているが、現状では不透明なところが多い。このほか、不納欠損の理由等についての質疑があり、採決の結果、認定することに決定しました。



予算審査特別委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第三十五号議案 平成二十四年度島原市一般会計補正予算（第二号）

七億五千九百九十三万四千円を追加し、予算の総額を二百二十三億八千八百四十三万四千円とするもの。

〔質疑〕有明庁舎のエレベーター設置工事の概要はどうなっているのか。

〔答弁〕建物外付けのエレベーターで、ロビーに昇降口を設ける。仕様は、定員十一名で積載量は七百五十キログラム、一階から三階に停止し、車いすやスト

レッチャーにも対応するようにし、高齢者や障がいのある方も円滑に利用できるような基準で考えている。

【質疑】島原城石垣復旧工事について、測量及び調査設計監理業務委託料の内訳はどうなっているのか。

【答弁】今回復旧する石垣は通常の土木施設とは異なり、特殊なものであるため、その復旧にかかる断面検討、仮設道路の設計、設計に必要な測量、また地質調査、石垣修復に伴う文化財調査、施工監理などの業務で積算している。

このほか、電子決裁・文書管理システム導入事業、地域の元気づくり支援補助金、被災地児童招致事業委託料、企業誘致アドバイザーの概要、郷土の記録活用推進事業委託料等についての質疑があり、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十五号議案 平成二十四年度島原市一般会計補正予算（第三号）

千八百二十万円を追加し、予算の総額は二百二十四億六百六十三万四千円とするもの。

【質疑】太陽光発電設備設置費補助金の実績はどうなっているのか。

【答弁】二十二年度は百十四件、二十三年度が百七十八件となっている。



▲豪雨により一部崩落し、復旧が待たれる島原城の石垣

【質疑】島原市は一基あたり六万円の補助だが、他市の状況はどうか。また、国の補助金はないのか。

【答弁】諫早市、大村市、南島原市も本市と同額の六万円である。国の補助金は出力ワット数に応じて三万円から三万五千元である。県の補助金については二十三年度で終了している。

このほか、申し込み多数により当初予算で不足する場合の対応方法等について質疑があり、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

補正予算(第4号)の主なもの		(単位:千円)
り災者見舞金(床上浸水53世帯への見舞金)	506	
食事供与(避難された方への食事代)	158	
被災ごみ回収費	1,509	
し尿等処理費助成金(くみ取り手数料助成)	1,200	
漁港海岸漂着物除去事業	3,000	
航路標識灯改修事業	2,800	
高潮対策調査業務委託料	5,000	
災害対策用材料費(土のう購入)	1,418	

第四十六号議案 島原市一般会計補正予算（第四号）は、台風十六号による高潮被害に伴う被災対策費として、千六百三十三万四千円が計上され、委員会付託を省略し、原案のとおり可決しました。主な内容は別表のとおりです。

台風接近と満潮時刻が重なり、白山地区の海岸付近を中心に床上浸水六十八戸、床上浸水百八十二戸の家屋に被害が発生したほか、水産・農業施設や流木被害も発生しました。

被災された市民の皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

議会を傍聴しましょう

議会では、市民皆様の日常生活に関係のある重要な問題が審議されます。そのほか市政全般についての一般質問も行われます。

定例会は3月、6月、9月、12月に年4回開かれます。

お気軽に傍聴にお出かけ下さい。傍聴席の定員は60人です。

議会日程などお問い合わせは、議会事務局まで。 TEL 62-8027